

# 甲州・東海ブロック家族会精神保健福祉促進研修会（三重大会） みんなが当たり前暮らし地域をめざして～こころのバリアフリーを広げよう～

日 時：10月26日（木）～27日（金）  
 会 場：四日市市文化会館（三重県四日市市安島二丁目5-3）  
 内 容：10月26日（木） 13時30分～15時30分  
 基調講演 こころの病は、あなたの人生のどこかで出会う病気です  
 ～患者・家族・精神科医の3つの立場を経験した私から伝えたいこと～  
 講師 夏刈 郁子 氏 医療法人社団 峻凌会 やきつべの診診療所

10月27日（金）分科会「親亡き後について」他  
 参加費：無料  
 （但し資料代 1,000円、障害のある方・学生 500円）  
 主催・問い合わせ先：  
 特定非営利活動法人 三重県精神保健福祉会（さんかれん）  
 TEL・FAX 059-271-5808（火・木 10時～17時）

## 行政相談

行政相談週間 **10月16日（月）～22日（日）**  
 困ったら 一人で悩まず 行政相談



「行政相談」ってご存じですか？  
 「行政相談」とは、国やN T Tなどの特殊法人等の仕事について、みなさんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。  
 総務省では、この行政相談制度をみなさんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、10月16日（月）から22日（日）までの一週間で「行政相談週間」としています。  
 年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。ご相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎3階  
 総務省 三重行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課  
 おこまりなら まるまる くじょーひやくとおぼん  
**0570-090110**  
 平日8時30分～17時15分  
**総務省行政相談センター**  
**まぐみみ三重**

（注）1 土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。  
 2 P H S、I P 電話などをご利用の場合は **059-227-1100**  
 3 ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

## 民事介入暴力に関する無料弁護士相談会

暴力追放三泗地区市町民会議では、三泗地区の暴力追放を目的とした啓発活動を行い、暴力のない住みよい市町を目指しています。  
 つきましては、無料弁護士相談会を開催しますのでご利用ください。

開催日時：10月20日（金）13時30分～16時 場 所：川越町役場 3階 第301会議室  
 予 約：不要 対 象 者：三泗地区の住民  
 相談内容：暴力団などによる違法・不当な要求などに関する相談 費 用：無料  
 問い合わせ先 暴力追放三泗地区市町民会議  
 事務局 四日市市役所 市民生活部市民協働安全課 TEL 354-8179

## 普通救命講習のご案内

四日市市消防本部では心肺蘇生法、A E D、異物除去法、止血法を含む応急手当を身につけるための普通救命講習を下記の日で開催します。

日 時 11月25日（土） 9時～12時  
 場 所 川越町中央公民館（三重郡川越町大字豊田一色405番地）  
 対 象 管内に在住、または通勤、通学する中学生以上  
 定 員 20名程度（先着順）：無料

申込み 11月17日までに、下記申込先へ。  
 申込みフォームからも申し込みめます。  
 申込先 四日市市消防本部 消防救急課 救急救命室  
 TEL 356-2006  
 （9時～17時：土、日、祝祭日・国民の休日は受付していません）  
 ※受付は各消防署・分署でも可能です。

申込みフォーム QRコードはコチラ▼

## 《四日市市消防本部からのお知らせ》

秋の火災予防運動を実施します  
**11月9日～11月15日**  
 火を消して 不安を消して つなぐ未来

11月9日～11月15日までの7日間にわたり全国一斉に実施される秋の火災予防運動に伴い、火災を未然に防止するため、同運動を行います。

●令和4年中の四日市市、朝日町、川越町で発生した火災は79件です。

年別	H30	H31/R1	R2	R3	R4
1位	放火 17件	放火 14件	放火 17件	放火 9件	こんろ 9件
2位	たばこ 10件	たばこ 9件	たき火 8件	たき火 6件	放火 たばこ 8件
3位	たき火 7件	たき火 8件	たばこ 7件	たばこ こんろ ストープ 5件	配線 たき火 7件

車両 10件  
 建物 42件  
 その他 27件

●令和4年はこんろが1位  
 全国的にみても、こんろによる火災は火災原因の上位を占めています。近年では「揚げ焼き」を行うレシピがWEB等で多く紹介されていますが、こうした調理方法では、油の量が少なく、通常の揚げ物より短い時間で発火温度に達する危険性があります。皆さんは料理中に目を離すなど、危険な行為を行っていませんか？  
 また、配線器具類が原因で発生する電気火災も増加傾向ですので、コンセントが適正に使用されているのか確認してみましょう。

- 住宅防火 いのちを守る 10のポイント
- 《4つの習慣》
- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
  - ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
  - ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
  - ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
- 《6つの対策》
- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
  - ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的な点検し、10年を目安に交換する。
  - ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
  - ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
  - ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
  - ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●住宅用火災警報器点検方法

- ①本体の「ひも」を引っ張るまたは「ボタン」を押します。
- ②警報音が正常に鳴れば異常ありません。

※異常が認められた際には、本体を交換しましょう。

問い合わせ先：四日市市消防本部予防保安課  
 （TEL：356-2010 FAX：356-2041）  
 四日市市消防本部公式ホームページ  
<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/index.php>